

## 規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備の連動	
担当部局	総務省消防庁予防課	電話番号:03-5253-7523
評価実施時期	平成25年10月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】少人数の介助者で多数の高齢者及び障害者等の避難の介助、誘導を行わなければならない社会福祉施設等における、火災発生時の消防機関への通報を容易にすることにより、入所者の生命、身体、財産の保護の徹底を図る</p> <p>【内容】消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる施設について、自動火災報知設備と火災通報装置の連動起動を義務づける。</p> <p>【必要性】今回の改正にあたり、業界関係者も交えて調査・検討を行ってきたところ、「火災の状況からみると、少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症GHの特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにするべきである。」とかつ論づけられた。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	消防法施行規則第25条
想定される代替案	代替案は想定されない。	
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	配線工事費用:約8万4千円、規制対象となる防火対象物:34,616件、総額約29億円が見込まれる。	
(行背費用)	消防機関等の関係行政機関や社会福祉施設等への制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用が発生する。	
(その他社会的費用)	点検義務等は、すでに自動火災報知設備及び火災通報装置には課せられており、連動を義務化したことによる新たな社会的費用は限定的であると考えられる。	
規制の便益	便益の要素	
	自動火災報知設備と火災通報装置を連動して起動させることにより、介助者の負担を軽減し、火災発生時の介助・避難誘導を効果的に行うことで、入所者等の生命、身体、財産の保護の徹底が図られるものと考えられる。また、実態に即した火災予防行政の推進、火災発生時の消防機関の活動負担の軽減等も見込まれる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	今回の改正により、自動火災報知設備と火災通報装置の連動に係る配線工事費用が生じるが、火災発生時に介助者が介助・誘導に専念することで、消防法施行令別表第一(6)項口に掲げる福祉援護施設等の入所者の生命、身体、財産の保護の徹底が図られる。加えて、検討部会の報告書において改正が必要であると結論づけられたこと等を踏まえると、今回の改正には妥当性があると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	「予防行政のあり方に関する検討会」(委員長:平野敏右 東京大学名誉教授)の部会として開催された「認知症高齢者GH等火災対策検討部会」の報告書を踏まえている。	
レビューを行う時期又は条件	今後の火災予防行政の実態を踏まえつつ、必要があると認められるときは、レビューを行うものとする。	
備考		